

個人情報開示等審査答申書

瑞浪市長 水野光二様

瑞浪市個人情報保護審査会
会長 端元博保

令和3年1月6日付け瑞高第195号により諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

1. 諮問の内容

認知症高齢者等の事前登録制度導入に伴う要配慮個人情報の収集及び外部提供について

2. 答申の内容

認知症高齢者等の事前登録制度については、公益性の観点から、要配慮個人情報の収集の制限、直接収集及び保有個人情報の提供の制限の例外として認める。

ただし、外部提供にあたっては、個人情報の漏えいや目的外利用などの事故の発生を防止するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を記載した書面を取り交わす等の対策を講じること。

3. 審査会の判断の理由

- (1) 認知症高齢者等の事前登録制度は、厚生労働省が推進する「地域における認知症高齢者等の見守り体制づくり」の一環として実施されるものであり、公益上の必要性があると認められる。
- (2) 要配慮個人情報の収集については、行方不明高齢者の状況を把握し、保護するうえで必要不可欠な情報である。
- (3) 本人以外からの個人情報収集については、認知症高齢者本人からの収集や本人同意による収集が困難な場合が想定されるため、家族から情報を収集することはやむを得ない。
- (4) 関係機関への保有個人情報の提供については、行方不明高齢者の早期発見・早期保護を目的としていることから、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる。